

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則

令和5年3月7日

規則2号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第1項の規定に基づき設置される大学・高専成長分野転換支援基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。）の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に基金を設置する。

(基金の財源)

第3条 基金は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日文科科学大臣決定）に基づき政府から条件を付して交付される補助金及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされる寄附金を財源として構成する。

(基金の資金運用)

第4条 基金は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する方法により運用するものとする。

附 則

この規則は、大学等成長分野転換支援基金補助金交付要綱（令和5年2月20日文科科学大臣決定）第13条に基づく、大学等成長分野転換支援基金補助金に係る文科科学大臣による額の確定のあった日から施行する。